

官報

号外 昭和二十三年十二月十日

○第四回 衆議院會議錄第七号

昭和二十三年十二月九日(木曜日)

議事日程 第六号

午後二時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

第一 科学技術行政協議会法案

(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 科学技術行政協議会法案

案(内閣提出)

國務大臣の演説に対する質疑(前

会の続)

午後二時四十八分開議

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

第一 科学技術行政協議会法案

(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、科学技術行政協議会法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長小川原政信君。

科学技術行政協議会法案

科学技術行政協議会法案

(目的)

第一條 科学技術行政協議会は、日本學術會議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機關相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することをその目的とする。
二 科学技術行政協議会(以下協議会という)は、内閣総理大臣の所轄とする。

(審議事項)

第二條 協議会は、左に掲げる事項について審議する。

一 日本學術會議の答申または勸告を行政に反映させるために必要な措置
二 政府が日本學術會議に諮問すべき事項の選定に関する事
三 政府が行うべき科学技術に関する國際的事業の実施の方法
四 各行政機關の所管に属する科学技術に関する事項の連絡調整に必要な措置

(組織)

第三條 協議会は、会長一人、副会長一人及び委員二十六人以内で組織する。

第四條 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

副会長は、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

委員は、関係各行政機關の官吏

及び學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。委員のうち、その半数は學識経験のある者でなければならない。

4 學識経験のある者を命ずる場合においては、日本學術會議の推薦を尊重しなければならない。

5 前項の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五條 会長は、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(會議)

第六條 協議会は、毎月一回定例会議を開かなければならない。但し、会長が必要があると認めるときは、臨時に、これを開くことができる。

第七條 協議会に幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、関係各行政機關の官吏及び學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。學識経験のある者のうちから命ずる幹事の数は、十人以内とする。

3 幹事は、協議会の審議事項について委員を補佐する。

(事務局)

第八條 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、總理廳の一級の官吏又は相當の資格を持つ科学者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の職員は、定員については、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。

2 學識経験のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本學術會議の會員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

3 事務局の職員は、定員については、國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

科学技術行政協議会法案(内閣提出)に関する報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔小川原政信君登壇〕

○小川原政信君 たいま議題となりまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、明年一月二十日から発足することになっております日本学術会議と政府との間に立つて両者の意思の疏通をはかり、科学と國策とが互いに遊離することのないようにするための審議機関を設けんとするものでございます。

本法案は、去る第三國會におきましてすでに本院を通過いたし、参議院におきましても委員会において可決を見ただでございますが、時間の関係上審議未了となつたものでありまして、今回あらためて提案されたのであります。本月二日内閣委員会に付託されましたが、委員会は、政府当局の説明を聴取の上、質疑、討論を省略しまして、満場一致原案を可決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

○議長(松岡駒吉君) 國務大臣の演説に対する質疑を継続いたします。中崎敏君。

〔中崎敏君登壇〕

○中崎敏君 日本社会党を代表いたしまして、内閣総理大臣並びに各閣僚に對し質疑を試みんとするものでございます。吉田内閣総理大臣の施政演説を聞きまして、この非常時局を突破するだけの用意と施策のないことにつきまして、唖然たらざるを得なかつたわけであります。以下各項目にわたりまして、いささか質疑を試みたいと思つております。

まず、政界、官界、財界の浄化についてお尋ねいたします。吉田総理大臣は、自分に非違があるならば自分のからだを縛れということを言っております。しかしながら私は、政界、官界、財界の肅正をするならば、第一にまずみずから自分のからだについて、十分にその懸念があるかどうかという

ことを考えなければならぬと思つております。(拍手)とかく世間には吉田首相自身についていろいろの批評のあることを承つておるのであります。

(拍手)さらにも、炭鉱國管問題を中心とし、あるいはまた昭和電工事件の場合におきましても、その疑獄は、この吉田第一次内閣のときに始まつているということが言われているのであります。さらにも、某前大官にもまた大きな疑惑が存在しているということが言われているのであります。

わが社会党は、綱紀肅正のために、西尾君の不祥事件に對しましては、除名をすることによつて罪を天下に謝すとともに、さらにもまた党自体の肅正を断行しているであります。民主自由党の中にも、前幹事長のごときは、遂にこの疑獄事件に関連いたしました。一時はとらわれの身となつた事実があるのではありませんが、わが社会党の行つた態度とは異にして、吉田内閣組閣のときにおきまして、この幹事長が出て来るまで内閣の組織を延期する、この内閣をつくる喜びをとともに味わいたいというふうなことを告白しているという事実があるのであります。はたして、か

くのごとき心境をもつてして、政界の浄化腐清ができるかどうかということについては、多大の疑惑をさしはさむものであります。さらにも、今回問題となつておりますところの田中角榮君の逮捕の件につきまして、首相は法務政務次官という重要な立場に指名をして、はたして首相はいかなる責任を感じておられるかということをお尋ねしたのであります。

次にまた、炭鉱國管は天下を衝動するところの大きな問題であるのにもかかわらず、いまだ遅々としてこれが進んでいないということは、われわれは選挙を前にして、党利党略のためにこの重要な官界の肅正を実行しないのではないかと、いささか氣持さえて持つものであります。炭鉱國管の現在の調査の状況はどうであるか。さらに、総選挙前においてこれを公にして、その黒白をはつきりさせることへの意向があるかどうかをお尋ねしたいと思つております。

次に、民主教育の徹底についてお尋ねしたいと思つております。民自党の言うところのいわゆる自由主義というものは、アダム・スミスの言うところの個人の自由放任の主義に立脚してお

るものと思つております。ところが、個人の自由は遂に弱肉強食となり、いわば個人を立場としたところの自由であつて、個人主義的な立場に立つておるのであります。わが社会党の主張するところのいわゆる社会主義は、自由というふうな、こだわつた考えでなしに、さらに自由の上に平等觀念の上に立つておるのであります。あ

るがために、自己の利権を満足させるがために、どこまでも強く主張し、かつてな行いをやろうとするのが自由主義であるわけがあります。ところが、國民全体が相携えて行こうとするところの、いわゆる平等觀念の上に立つておるところの、この社会党の主義をもつてするのならば、眞の民主主義の確立はなし得ないと考えておるのであります。

この点に關しまして、民主党では、いわゆる眞の自由主義ではない、さらにもこの自由主義にある制限を加えて、國家社会のために中道を歩むところの考えをしなければならぬというふうな、いわゆる修正資本主義というものが唱えられるようになったのであります。わが社会党は、さらにこれを一步進め

て、いわゆる社会全体の上に立つて社会全体の利益を確保しようという社会民主主義を唱えておるわけでありませぬ。これこそ眞の民主主義であると考えるのであります。しかるにもかかわらず、自由党は依然として保守反動の考え方の上に立つておるのであります。これをもつてすれば、国民全体の利益の上に立つところのいわゆる社会民主主義の確立はなし得ないのであります。したがって吉田首相の言うところの民主主義なるものは、わが社会党の主張するより社会民主主義のごときものを意味するものかどうかを、お尋ねしたいと思つてあります。

吉田首相は、口を開けば民主教育の徹底と言つておりますが、その行方とところと言ふところは、まったく雲泥の相違があるということを、われわれは認識しなければならぬと思つてあります。

まず第三国会におきまして、施政の演説をやるかどうかということについて問題となつて参りました。まず施政方針の演説をやるということは、歴代内閣の慣例である。さらにまた吉田内閣は、組閣以来、何ら國民に対して政見の発表をしていないのであります。いやしくも非常時局に立つて政見を担

当するからには、いかなる政策をもつてこの危機を突破し、さらに國民生活の安定をはかるかということと國民の前に発表するのが、新しい憲法政治における根本の原理であり、さらにこれは、古い憲法下におきましても、日本の憲法政治を通しての慣例であつたのであります。この慣例を破つて、そうして独善的に、しかも國會の決議を無視いたしまして、遂に施政方針演説をやらないうで終つたのであります。組閣方針演説をやるということは、國民とともに政治をやるということでありませぬ。さらに國會を通して、國會議員の協力のもとにこの時局を突破するということでありませぬ。それがなされなかつたといふところに、実にわが憲法の運用の上において一大汚点を印したものとわなければならぬのであります。

吉田総理大臣は、施政方針演説をやらぬ理由として、第三回國會は公務員法制定のために召集されたところの國會であるということと、唯一の理由としておるのであります。ところで、第三国会におきましては、決して公務員法だけが審議されたわけではありませぬで、そのほかいろいろと、直接公務員法に關連のないところの法律案が

審議されたことは、すでに皆さん御承知の通りであります。さらにまた、これと關連するところの貸金ベースに關する予算のごときも、ただ単に貸金ベースだけの問題ではありませんで、災害復旧の費用、あるいはまた終戦処理費といつたしまして、百二十億の膨大な予算を含んでおるのであります。國民は、この終戦処理費がいかなる形において処理されるのか、さらにまた今後いかなる形において支出されるのか、ひとしくこれを知らんとしているのであります。これらの重大なる予算が、貸金ベースのほかに一括して提案されているのであります。これらに對する何らの言明を聞き得ないといふことは、われわれのきわめて遺憾とするところでありませぬ。

さらにまた民主自由党は、野党のときにおきまして、臨時國會召集の理由といたしまして、公務員法の審議と同時に取引高税の審議を要求して、いるのであります。ところで第三国会になりまして、しかも吉田内閣において、この取引高税を遂に提出することができなかつたのであります。そのほか米の供出後の自由販賣のごときも、この内閣において、しかもこの端境期において、とうていこれがなし得ないといふ

ことは、火を見るよりも明らかであります。火を見るよりも明らかでありませぬが、これらの点についてなし得なかつたといふところの理由を國民に廣く宣明する必要があるわけでありませぬ。これらもまた國會を通じてなさるべきものであると信じて疑わないのであります。それに対しまして、ほおかむりの手段に出まして、遂に施政方針演説をやらなかつたということは、非立憲もはなはだしいということが言えるのであります。はたして、これによつて民主教育が徹底し得るかどうかと云ふことについては、多大の疑問を有するものであります。これらの点につきまして、施政方針演説をやらなかつたといふことは、わが憲法史上における悪例であるといふことを、吉田首相は認められるかどうかということを、ただいま申し上げましたような理由を御承認の上で御答弁願ひたいと思つてあります。

次に、連立政権のあり方についてお尋ねいたします。吉田首相は、主義主張を異にして、政連立内閣をつくる場合においては、國家再建を妨げることがゆえに、片山内閣のときにおいても民主自由党は入閣しなかつたといふことを言つておるのであります。ところで、幣原内閣、あるいはまた第

一次吉田内閣におきましても、同じように主義主張を異にしたところの政連立内閣を形づくつたことは明らかであります。その場合においては、片山内閣のごときことに言及せずして、片山内閣並びに吉田内閣に對してのみ攻撃を加ふるがときは、理論の矛盾を來すものといわなければならぬのであります。すけれども、さらにまた片山内閣のときにおきましても、民主自由党は國家政權を樹立することによつて危機突破をする必要があるといふことから、最初四党政策協定をつくり、さらにまた各大臣のいすの割当まで決定したのであります。しかるにもかかわらず、ある事情に基いて、遂に四党政策協定を破棄することによつて内閣に加入しなかつたのであります。これは主義主張を異にするところの連立政権が國家の再建を妨げるといふ理由でなしに、ただ感情的の理由に基いて片山内閣に加入せなかつたといふことは、明らかなる事実であります。はたしてこれが事実であるとするならば、吉田総理大臣が先日國會において言明したところの、主義主張を異にする政連立政権をつくつても國家の再建を害するといふことは、大いに異なることであるといふことは言えるのであります。

吉田首相の言いがごとく、主義主張を異にした政党的連立政権が國家の再建を阻害するという考え方から、吉田内閣は單獨内閣であります。ところで、この單獨内閣において、二箇月間の今日まで、はたして何をなし得たかということを考えてみたならば、やはりこれは一面において、日本は占領政策のもとにおいて、しかも日本の経済は、そう簡単に、單純にこれが克服し得ないということが、明らかに示されるものと思つてあります。現在画策中であるといわれるところのいわゆる保守連立も、やはり主義主張を異にしたところの政党的連立であるわけであり、これが、これも、ただ單にいわゆる御都合主義で行われているものと考えなければならぬのであります。こゝういふふうな点から考えてみても、依然として現在の段階において、主義主張を異にしたところの政党的といふものとしく國家の經濟を再建するといふ大乗的の見地に立つならば、やはり必要も認めなければならぬということが言えるのであります。

以上のような意味におきまして、私たちは、ただ單獨内閣が時局を拾收する上において最善のものであるという

ことは理論的には認めますが、現在の段階において、そうしたところの理想が容易に実現するものではないということも、吉田首相みずから認識していることと考へるのであります。

次に、憲政の常道について尋ねてみたいと思つてあります。片山内閣から片山内閣に移りましたときに、民自党の諸君は、いわゆる政権たらいまわしだと言つてこれを非難いたしました。はたしてそやであるならば、幣原内閣から吉田第一次内閣に移つたときには、政権たらいまわしでなかつたかどうかといふことを、尋ねてみたいものであります。さらにまた、白票を投じたというところにつきましても、いかにもこれが非立憲的であるかのごとき言辭を弄しておるのでありますが、これに對しても、われわれは、きわめて冷静に、あらゆる立場を考慮の上においてなしたものであります。

憲政の常道といふものは、はたしてどういふものであるか。すなわち、反對の第一党に政権を渡すことが憲政の常道であるかどうかといふことを、靜かに考へてみなければならぬのであります。これは、今までの日本の憲法史の上においても、あらゆる政権が野党第一党に渡されておるといふ慣例は

何ら見出し得なかつたのであります。新しい憲法に基きますと、國會の多数によつて選出された者が内閣の首班となるのであります。はたしてしからば、野党第一党であるところの民主自由党が、國會の多数を制し得るだけの政策を持ち、しかも眞に國會の運用の上において、われわれの協力を得るだけの政党的あり得たかといふことを、みずから反省しなければならぬのであります。われわれは、保守反動の政党的をもつてしては、どういふこの時局を乗り切り得ないといふところの見通しの上立つて、しかも、その保守反動の代表的存在は、当時の總裁であるところの吉田氏であるといふことを認めました。がゆゑに、この人に対するところの指名はとうていなし得ないといふ観念に立ちまして、遂に白票を投じたわけでありました。片山内閣並びに片山内閣は、あらゆる努力をして經濟突破のために盡して参つたのであります。が、遺憾ながら、政界の腐敗防止の意味におきまして、不祥事件の責任を負うて遂に辭職したからには、再びまた内閣を組織することは當を得ないと思つたわけでありました。さらにまた、はたしてそやであるからといつて、保守反動であるところの吉田氏に首班の

指名をすることは、われわれの観念が許さないといふことによつて、ここに白票を投ずるよりはかに方法はなかつたといふことを、明らかにしておきたいと思つてあります。

次に、經濟財政一般についてお尋ねしたいと思つてありますが、日本經濟は、現在興亡の岐路に立つておるのであります。國民は、日本の經濟が今後いかなる方向に進みつつあるのか、さらに國民の生活はどういふようになるのかといふことについて、深い関心と懸念を持つておるのであります。片山内閣の當時におきましては、いわゆる經濟白書を發表いたしました。日本經濟財政のあるがままの姿を率直に公表することによつて國民の協力を得たのであります。が、吉田内閣におきましても、やはり同じように、産業經濟の事態に即したところの經濟白書のごときものを公表することによつて國民の協力を得るところの用意があるかどうかといふことについて、お尋ねしたいと思つてあります。

次に、來年度の予算は實に歴大なものを見通しについてお尋ねしたいと思つてあります。物價も相當にこの状態にあるのであります。し、經濟も相當に困難なる事態に置かれておるのであります。さらに今後予算編成の上におきましては、酒、タバコ、汽車買あるいは郵便料金の値上げを再びやられるようなことがあるかどうか。新しい予算編成の上において、さらにこの新物價改訂の上において、さらにこの新物價改訂の上において、さらなることについて、答弁を煩わしいと思つてあります。

さらにまた、補正予算におきまして四百十億の水割り所得税を計上しておるのであります。が、それだけでなく國民は、租税の負担に耐えかねて、これ以上の負担がかかるからには、どういふ納税をなし得ないといふふうな、怨嗟の聲が至るところに起つておるのであります。これに加ふるに、さらに四百十億の歴大な租税が、しかも水割りの形において課せられる場合においては、とうていこれでは國民が負担に耐え得ないといふふうな考へられるのであります。が、はたして政府は、これに對して田滿に徴税がなし得ると考へておられるかといふことについて、質問したいと思つてあります。今回の補正予算における租税収入のほとんど大部分は、いわゆる大衆課税の形において勤勞大衆に課せられるも

のであります。ことに配給タバコの場合、上げのとき、ひとしくその日の生活に困つておる勤労大衆に対する大きな負担となつて現われて参るのであります。さらにまた、租税の徴収の上におきましても、いわゆる天くだり的な徴税の方法として、國民ひとしくこれに對して怨嗟の声を放つておるのであります。政府は、租税の徴収の上において、さらにその徴税の方法あるいは徴税の機構について、一段の考慮を拂われる考があるかどうか。さらに、民主的な方法によりまして、いわゆるその協力機關を設けて、この件について公平なる判断をなし得るかどうか。異議の申立てについても、迅速的確に、しかも適正に、これらの機關の御意見を聞いて、これを実行する考があるかどうかという点について、具體的な方策を示していただきたいと考へるのであります。

ただいまのように、追加予算によつて更に歴大なる租税の徴収がなされなければならぬのであります。が、本年末から來春にかけて、再びまた租税の更正決定がされることにならうと考へるのであります。このときを契機として、いわゆる税金闘争が猛烈になつて参るのであります。一部の勢力をこ

れによつて跳梁跋扈せしめるようなことがないとも限らないのであります。政府は、徴税の上におきましても万全を期しまして、公正なる制当、さらに適正なる取立という方向において努力されんことを望む次第であります。

次に、來年度の予算に對処するがために、政府は名目財産税を設置する考があるかどうか、ということについて尋ねてみたいと考へるのであります。すなわち租税の大部分は、いわゆる勤労大衆に對して、しかもそれが過重なる負担の形において現われておるのであります。が、終戦以來、いわゆる經濟の妙な乱雜に乘じまして、一部には不当なる利得をしておる者もある。さらに大口の利得者、さらに脱税等によりまして、富の均衡は著しく失われておる現状にあるのであります。政府は、この際名目財産税のごとき、財産の实体に触れないで、しかも財産に對して軽度の税金を課することによつて、財産並びに所得の所在を確実に調査し、そうしていわゆる所得税の補完税として、税制の上において万全を期するところの考があるかどうかという点について、尋ねてみたいと考へるのであります。

ことによつて再び換物傾向を生じ、やがてはまたインフレ助長の原因となるであらうということを、唯一の反對理由としておるようであります。われわれもまた、いわゆる換物傾向の助長によりまして、インフレの助長を望むものでもあつたありません。けれども、やはり換物傾向の現われて参ります度合は、今までのごとく食生活の不安定なときにおきましては、この傾向はきわめて濃厚であります。が、漸次インフレも終息の方向に進みつつあり、さらに食生活の面におきましても、あるいは物資の面におきましても、漸次増加の一途をたどり、さらにまた通貨も漸次その信用をとりもどし、まして、そうして預金も漸次増強の形に進みつつあるのであります。かくのごときときにおきましては、その施策よろしきを得ますならば、換物傾向もあえて恐るるには足りないといふうな状態になるのではないかと考へるのであります。

ことに、この際注意せなければならぬことは、まずたとひ新円の措置がありまして、あるいはまた新円措置に付随いたしまして預金の一時的措置をするにいたして、新円の措置

することによつて自分の財産は決して減るものではないということを國民に普及徹底せしむる必要があるのであります。あるいは一部に考えられておりますように、通貨の措置をするならば、それだけ自分の財産が減るがごとき錯覚を起しておるところに、いたずらに換物傾向を助長するおそれがあるのであります。これは眞に經濟の实体を把握しないところにその誤解があるわけでありまして、政府は、この面に十分の力をいたし、經濟知識普及の上において、さらに貨幣通貨に對するところの正しき認識をせしめることによつて、換物傾向は著しく緩和せしむることができると信するのであります。かくのごとき準備仕事を十二分に施した上においてこの名目財産税を設けることによつて一面財源の不足を補い、さらに富の分配を公平にすることによつて社會政策の目的を達し得る、いわば一石二鳥の手段となるのではないかと考へておるのであります。

次に、來年度予算に對処するため、政府はあらゆる經濟社會政策実行の上、さらに予算の不足を補う上において、新税を設けられる考があるかどうか、ということについて質問したいと思つておるのであります。

次に、取引高税について質問したいと思つておるのであります。これはしばしば問題となつておられますが、これについて、いささか私見を述べながら政府の所信を尋ねてみたいと思つておるのであります。

民主自由党は、野党のときにおきまして、取引高税に反對しておられます。そのときにおきまして、財源を用意して、そうして修正案をすてに出しておるのであります。ところが、今日自分が政権をとつて、しかも第三國會に取引高税撤廃を提出すべきことをみずから要求したにもかかわらず、取引高税の撤廃をなし得なかつたのであります。泉山大藏大臣は、蔵相就任早々、取引高税の撤廃は、あれは野党のときに言つたので、自分が政権をとつたときには、またそれは違ふのだ、というふうなことを言つたということが新聞に明らかになつておるのであります。もし、そうであるとすれば、民主自由党と泉山大藏大臣との間には、責任觀念の上において著しき差異があるということが言えるのであります。さらにまた、先日泉山大藏大臣は、取引高税を撤廃するところの根本にはかわりはないということをおつて

取引高税を撤廃するところの根本にはかわりはないということをおつて

取引高税を撤廃するところの根本にはかわりはないということをおつて

取引高税を撤廃するところの根本にはかわりはないということをおつて

取引高税を撤廃するところの根本にはかわりはないということをおつて

における取引高税の予定額は四百億以上になるのであります。この四百億に上るところの膨大な税金にかわるべき財源を何に求めようとするかという点について尋ねたいと思つてあります。

本日の新聞によりますと、民主自由党は、手形税を設けて、手形に対して一〇程度の税金をかけるということを言つておるのであります。わが社会党におきましても、かつては手形、小切手等に対して軽度の税金をかけるということを主張したのもあつたのであります。しかしこれは、これがために信用を阻害するところの弊害がいかに大である。よりやく通貨の信用をとりもどし、そうして取引も、手形、小切手によつて相当流通し、よりやく信用取引の流通秩序が確立されるその緒についたときにおきまして、手形に対する課税をするという事は、はたして信用助長の上において、さらに國民経済向上の上において大きな弊害を流すものではないかという点に思いをいたしたがゆえに、社会党といたしましては、現在これを断念しているのではありません。すなわち、物の生産第一主義を唱えているところの民主自由党において、そのたての反面をなすとこ

ろの信用の上に著しき障害を来すならば、物の生産の上においても大きな障害を来すべきことは火を見るよりも明らかでありまして、金融界において育つたところの泉山大蔵大臣が、はたしてこの説に賛成するかどうか。しかも金融界全般として、さらに経済界全般として、はたしてかくのごとき主義に賛成するかどうかという点について、多大の疑問を持つておるのであります。この点に對しまして、泉山大蔵大臣の明快な答弁を要求するものであります。

いのであります。わが社会党は、取引高税の改廢を主張して参りたいと思つてあります。しからば、いかにして取引高税を改廢するかと申しますと、まず第一に、取引高税は、取引の個々の場合において、しかもあらゆる段階に税金が課せられるがために、取引の円滑を害するということにおいて非常な不都合な点があるもので、むしろこれを物品税のごとく、いわゆる生産に対する課税、いわゆるメーカーに対する課税あるいは原料・製品課税というふうな形においてこれを改むべきではないかというふうにも考へておるのであります。さしあたりパーマネット、あるいはまた塩干物、種苗、大衆食堂における食料、こゝろいふふうなものに對しましては、むしろこれを免除することによつて大衆に對してはできる限りこれを課税せまいというふうな方向に進むべきものだと思つておられます。先般の大蔵委員会におきましても、この方針を決定して参つたのでありまして、当時民主自由党の委員の諸君も、これに賛成しておられたのであります。民主自由党といたしましては、取引高税の撤廢を公約しておる建前上、こゝろ

た一部の修正は、いかに民主自由党が取引高税の撤廢をやらぬというふうな考えられ、それが来るべき選挙に悪影響を及ぼすというふうな党利党略の考え方から、これを実行されないというふうな、われわれは耳にしておるのであります。むしろこの際、最も手軽になし得るところの、たゞいまのようなことだけでも、まず改正する必要があると思つておられます。大蔵大臣はどういうふうな考へておられるか、この点について答弁をお願いしたいと思つておられます。

考へておるのであります。この点についていかに考へておられるか、お尋ねしたいと思つておられます。次に、企業の三原則について申し上げます。企業の三原則であります。いづゆる價格差補給金は出さぬ、物價を引上げない、赤字融資をしないということになります。經濟のきわめて混乱しておるときにおきまして、この三つの原則を嚴格に適用することは、きわめて困難ではあるのであります。泉山大蔵大臣は、これに對して、企業の三原則は固く守るということをしば言明しておるのであります。ところで、この價格差補給金は、今回の補正予算の中に、百十億の價格差補給金と、さらにまた二十五億の船舶運管會に對する補給金、都合百三十五億円の價格差補給金が計上されているわけでありまして、これは經濟の三原則に反するのではないかと考へておられるのであります。すでにこの原則が破れ、次から次へと、こゝろして價格差補給金を新しく予算に計上することによつて、この經濟三原則の一つを破るのではないかと考へておられるのであります。今後の見通しをお尋ねしたいと思つておられます。

社会党といたしましては、取引高税がいかに悪税であるという事は、とくに百も承知のことです。それにもかかわらず、日本の經濟財政の事情が、この取引高税によつてまかなわれるよりほか道がないというところの現実を即して、これをやむなく承認して参つたのであります。できることとならばこれを撤廢したいということ、腹一ぱいでありまして、ところで、先ほどから申し上げましたように、できぬことを、いかにできるか、責任のある政治家として、しかも責任のある政党として、なすべきことではな

いのであります。わが社会党は、取引高税の改廢を主張して参りたいと思つてあります。しからば、いかにして取引高税を改廢するかと申しますと、まず第一に、取引高税は、取引の個々の場合において、しかもあらゆる段階に税金が課せられるがために、取引の円滑を害するということにおいて非常な不都合な点があるもので、むしろこれを物品税のごとく、いわゆる生産に対する課税、いわゆるメーカーに対する課税あるいは原料・製品課税というふうな形においてこれを改むべきではないかというふうにも考へておるのであります。さしあたりパーマネット、あるいはまた塩干物、種苗、大衆食堂における食料、こゝろいふふうなものに對しましては、むしろこれを免除することによつて大衆に對してはできる限りこれを課税せまいというふうな方向に進むべきものだと思つておられます。先般の大蔵委員会におきましても、この方針を決定して参つたのでありまして、当時民主自由党の委員の諸君も、これに賛成しておられたのであります。民主自由党といたしましては、取引高税の撤廢を公約しておる建前上、こゝろ

た一部の修正は、いかに民主自由党が取引高税の撤廢をやらぬというふうな考えられ、それが来るべき選挙に悪影響を及ぼすというふうな党利党略の考え方から、これを実行されないというふうな、われわれは耳にしておるのであります。むしろこの際、最も手軽になし得るところの、たゞいまのようなことだけでも、まず改正する必要があると思つておられます。大蔵大臣はどういうふうな考へておられるか、この点について答弁をお願いしたいと思つておられます。次に、地方財政に関する問題につきまして一言尋ねたいと思つておられます。近時、地方の負担も漸次その極度に達しまして、現在地方の財政は窮乏めどん底に追われておるのであります。政府は、今後この地方の窮乏を救うために、いかなる施策を施さんとするか。今までのごとく、依然として配付税中心で行こうとするのか、あるいはさらに地方に新しいところの財源を興えることによつて地方財政の確立を期そうとしておられるのか、これらの点について答弁を願いたいと思つておられます。中央と地方との財政を適正に調整するというのが刻下の急務であると

考へておるのであります。この点についていかに考へておられるか、お尋ねしたいと思つておられます。次に、企業の三原則について申し上げます。企業の三原則であります。いづゆる價格差補給金は出さぬ、物價を引上げない、赤字融資をしないということになります。經濟のきわめて混乱しておるときにおきまして、この三つの原則を嚴格に適用することは、きわめて困難ではあるのであります。泉山大蔵大臣は、これに對して、企業の三原則は固く守るということをしば言明しておるのであります。ところで、この價格差補給金は、今回の補正予算の中に、百十億の價格差補給金と、さらにまた二十五億の船舶運管會に對する補給金、都合百三十五億円の價格差補給金が計上されているわけでありまして、これは經濟の三原則に反するのではないかと考へておられるのであります。すでにこの原則が破れ、次から次へと、こゝろして價格差補給金を新しく予算に計上することによつて、この經濟三原則の一つを破るのではないかと考へておられるのであります。今後の見通しをお尋ねしたいと思つておられます。

金の増強に全力を注ぐべきものであります。増加した預金をもつてこれを産業資金に振り向けることが、眞に健全な金融を守るゆえんであるものであります。現在政府としては、この預金増強のためにいかなる手を打つか、現在いかなる施策を講じつつあるのかという点について、尋ねてみたいと思ふのであります。

さらに、中小工業者に対するところの金融に對しましては、でき得る限り増強されたところの預金をもつて、これを優先的に貸し出すということが必要であるのであります。もちろん、これらの資金というものは、國家經濟の全体に對しますところの資金に比べれば、きわめて微々たるものであるものであります。これに對して、でき得る限りそのわくを廣げて、中小工業優先の方向にこの金融を推し進めるべきものではないかというふうに考へておるのであります。こういふ意味におきまして、むしろ今後復金の行き方というものは、大きな産業に對する赤字融資あるいは價格差補給の意味を持つたところの融資をするよりも、むしろ中小工業中心の金融機關として進むべきものであります。これがために使ふべき融資というものは、比較的少額で済

むのではないかというふうに考へられるのであります。こういうふうな方向に進む考へがあるかどうか。さらにまた中小工業者に對しましては、特別の金融機關を設けることによりまして、一面融資の円滑化、適正化をはかるとともに、さらに信用保証制度の確立によりまして、信用資力の乏しいところのこれら中小工業者擁護の對策を講ぜられる考へがあるかどうか、尋ねてみたいと思ふのであります。

次に、労働對策についてお尋ねしたいと思ふのであります。すなわち政府は、労働の生産性を高揚し、健全なる労働組合の助長を促すと語りております。まづたくその考へ方には同感であります。ところで、いかなる具体的方法をもつてこれをなすのであるか、労働者に對する正しき理解を持たないところのこの吉田反動内閣によつて、はたして適正なる労働政策が確立し得るやいなやについては、多大の疑問を有するものであります。以下、少しく労働政策の具体的問題について尋ねてみたいと思ふのであります。

現在、石炭、電産、海員ストその他の労働争議は、あたかも燎原の火のごとく、次から次へと燃え盛つてゐるのであります。これに對しまして、政府

は何ら打つべき手を打たない。むしろぼろ然自失、そのなすべき手を知らないといつた方が適切ではないかと考へられるのであります。政府は、すみやかにこれらに對しまして適正なる方途を講じ、一日もすみやかにこのストをやめ、そうして經濟再建の上に努力を拂うべきものと思へるのであります。すなわち政府は、これらに對して、いたずらに不親切な態度をもつてすることが、むしろこれらに對して、より以上の災を燃やすという結果になつてゐるのであります。これについては、あらゆる努力を拂い、適正なる方途を講じて、一日もすみやかにこの争議の終熄をはかることによつて、石炭の増産、さらに電力の適正なる供給、あるいは海員ストの停止によつて船運當のすみやかなるところの改善をなすべきものと思へるのであります。

政府は、ストに對しまして、融資を停止することによつて彈圧しようといふふうな心構へがあるということが傳へられておるのであります。この点、はたして事實であるかどうか。たとえば石炭のごとく、日本經濟再建の上に絶対に必要なところのこの目標の生産額が、いたずらに融資を停止するこ

とによつて増産ができないというふうな場合におきましては、民主自由党の主張しておるところの生産第一主義も、遂にはその目的を達し得ないと考へられるのであります。融資の停止によりましてストを彈圧するといふごとき手段は決してとるべきものでないと思へておるが、政府はこれに對していかに考へておるか。さらに、これらのスト産業に對して融資を停止するとしても、これらに関連産業に對して直接大きな打撃が波及するわけでありするが、これらに對していかなる手を打とうとするのか、それらの点について質問してみたいと思ふのであります。

さらにまた政府は、いわゆる高利率、高賃金と言つておるのであります。これは、まづたく私たちが同感であります。現在のごとく、いたずらな賃金のくぎづけには、決して賛成するものではないのであります。現在労働大衆は、その日の生活にも困るというふうな状態に追いやられておるのであります。これらの人々に對して、いたずらに賃金のくぎづけによつて、そうして生活を脅威するがごときは、とるべき手段ではないのであります。むしろ私は、労働者の最低生活を保障するところの賃金と、しかもこ

れに能率給を加味したところの賃金政策、すなわち最低生活を保障するところの賃金スライド制を設けるの用意があるかどうかということについて尋ねたいと思ふのであります。

さらに、官吏の給與ベースについて一言尋ねたいと思ふ。人事委員會の提案によりますると、官吏の給與ベースを六千三百七円としておるのであります。政府の今回補正予算に盛りましたところの案によりますると、五千三百円となつておるのであります。すなわち人事委員會におきましては、官吏の最低生活を保障する上において、さらに民間産業の賃金ベースを考慮に入れて、六千三百七円は絶対的に必要なる線であるということを主張しておるのであります。政府は、經濟財政の点を考慮して五千三百円を計上したということを語りております。

ところで私は、ここに政府に尋ねたいことは、人事委員會の提案と政府の提案とは、國會に提出する前において十分の協議打合せをして、一致したところの点において國會に提案すべきではなかつたか。政府は、これがためにあらゆる手を打つたかどうか。今後においてさらに打つべき手があるかないか。これらの点について、政府の意見

をただしたいと思うのであります。

社会党は、官公吏の給与ペースを六千六百円と主張して参つておるのであります。ところで、これに對しましてわれ／＼は、今後予算の修正の形においてわが党の主張を貫徹すべく努力するわけでありますが、少くとも、この政府の二つの異なつたる案が國會に提案されるということは、きわめて好ましくないわけでありまして、政府は、この点の調整にいかなる責任を持つか、これをいかにせんとするかという事について、明確なる答弁を促したいと思つてあります。

次に、企業の合理化について尋ねたいと思つてあります。泉山大蔵大臣は、企業みずからの自覚と努力によつて企業を合理化すべしということをお言ひしておるのであります。ところで、経済の三原則によつて明らかになつてく、すなわち物價は政府が一方的に決定しておるのであります。いかに経済の実態において物價の引上げを望んでも、政府がこの三原則のもとに物價の引上げまかりならぬということをお言ひするからには、これに對して赤字を融資するか、さらにまた價格差の補給をなすのなければ、とうていその企業は立ち行かないのであります。しかるに

もかかわらず、政府は企業みずからの自覚と努力によつて企業を合理化しなければならぬということをお言ひしておるのであります。ここに一つの矛盾があるということを感じざるを得ないのであります。どこまでも政府は、これに對して一つの指導的な方策を樹立することによつて、民間の企業の合理化が円滑に、しかも適正に進められるように指導すべきであると思つて、政府はどういうふうにか考へるか。

さらに、企業の合理化によりまして人員の整理は不可避なこととなつて参ります。これに對して政府は、その失業に對する何らの具体策を持ち合せていないのであります。すなわち、大幅の企業の合理化、人員の整理が民自党の持論であるといながら、これに對して何ら適當な具体策、すなわち失業対策に對して適當な具体策を持ち合せないといふことは、いたずらに党利党略のために國民を欺瞞するにすぎないと思つてあります。さらに岩本國務相が、先般本會議において聲明したところのいわゆる私見なるものは、これは閣議の決定を経たものではなく、來るべき総選挙を前に、宣傳の具に供したものにすぎないと考へておるのであります。少くとも

も、もう一段と誠意をもつて、これら失業に對するところの適當なる施策を講ぜられるように、さらにまた、これに對していかなる具体策を持つておられるかを、あらためて質問したいと思つてあります。

次に生産対策であります。すなわち、民主自由党は生産第一主義を主張してありますが、これが實際におきましては、その口で唱へるがごとく、生産は簡單に向上するものではないのであります。あらゆる努力、あらゆる施策を傾け、さらに労働者全体の協力を得て、そして初めて生産はここにその実を結ぶものであります。すなわち、そういう意味におきまして、あらゆる施策をここに傾け盡さなければならぬのであります。これに對して、少くとも民主自由党は、どういふ重点を置いて生産第一主義を執行しようとするか、さらに政府は、これをどういふ方向に進めて行こうとしておるのであるかといふ事について、具體的に説明していただきたいと思つてあります。

たずらに粗製濫造することによつて國家の貴重な物資を濫費することは、この際厳に慎むべきものであります。量より質への轉換の方策として、政府はいかなる施策を施そうとしておるのであるか。さらにまた、重点生産と重点配給とをこの際徹底することによつて、比較的國民生活に關係の薄いと云ふ物の生産は極力抑制しなければならぬと思つておるが、政府は、この点についていかに考へておるか。さらにまた、日本の經濟の再建、物の生産のためには、たとえば食糧、さらに纖維といふふうな國民生活に欠くべからざるものを確保することによつて國民の生活の安定も期し得られるとも、さらにやみも漸次下向きになる。物の生産が漸次ふえることによつて秩序の確立をなすことができると思つてあります。食糧あるいは纖維の配給増加の点について、政府はいかなる具体策を考へておるか。物の生産のためには、これらの点について最も重点を置くことが必要であると思つて、政府の所見ははたしてどうかといふ事についてお尋ねしたいと思つてあります。

○中崎敏君(總) いろ／＼まだあるのですが、それでは最後に統制の問題について、いささか所信を申し述べながら意見を聞きたいと思つてあります。

民主自由党は、統制の大幅撤廃といふことを主張しておるのであります。すなわちこれは、自由主義から來た必然の結果だと思つてあります。立党の初めから自由主義を唱へておつたところの民主自由党は、第一次吉田内閣のときにおいて、臨時物資需給調整法をみずからの手によつて提案し、そして國會を通過したのであります。これによつて現在の統制の基礎が形づくられておるのであります。爾來吉田内閣の手によつても、統制は漸次強化されて参つたのであります。それが野党に下れば、たちまち手の平を擲すがごとく、すなわち統制の大幅撤廃といふふうな、いたずらに党利党略に走つた宣傳をなしておるのであります。ところが、先般泉山大蔵大臣が本會議において説明したところによりまして、不必要な統制はこれを撤廃する、しかし必要な統制はこれを強力にやるといふことをお言ひしております。これは三党政策協定において、不必要な

統制はこれを撤廃し、必要な統制は依然としてこれを強化するといったことと、少しもかわりはありません。すなわち、民主自由黨が大幅に統制を撤廃するといつて國民に公約したことは著しく違つておるが、泉山大藏大臣は、これに對していかんか答弁をするか、その点について尋ねたいと思つてあります。

そのほか、インフレの収束にしましても、一本爲替の制定、國際貿易の正常なる進歩とともに、漸次インフレの収束についてわれわれはあらゆる努力を拂ひ、さらにまた、これについて十分の準備が必要であると考へるのであります。場合によれば、各般の準備の上において、新円に對しましても思ひ切つたところの措置を講ずる必要があると思つておるが、この点について政府の所信を尋ねることになつておると思つてあります。

以上をもつて私の質問を終ります。
〔拍手〕

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 中崎君の御質問に對してお答えをいたします。

第一の質問は、政界、官界、財界の浄化をどうするかとお尋ねであります。これは、私がしばしばこの議場において申し上げておる通り、司法當局及び官界公正委員会によりまして適當な処分をいたすつもりであります。

また施政の方針については、昨日もこの議場において説明をいたしました。これをもちつて御了承願ひたいと思つてあります。

復讐が可能と思つるかという御質問であります。これは、これは、申す通りに、政見を同じやうする政黨が相提携して時局の收拾に臨むべきものであつて、政見を異にする連立政権は時局を收拾するゆゑに必要ではない。(拍手)これは、私がしばしば申し上げておるところであります。しかし、第一次吉田内閣において進歩黨と提携をいたしたのは、すなわち自由黨と政見を同じやうする政黨として提携をしたのであります。その他については主管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣増田甲子七君登壇〕

○國務大臣(増田甲子七君) 中崎さんの御質問にお答えをいたします。

電産、石炭あるいは船員等がスト態勢にあるというところでございますが、必ずしもスト態勢にないものも相当多いのであります。これらの問題が急速に解決しないのは、いたずらに不親切な態度をもつて臨んでおるから争議が悪化するのだから、今これらの問題が急速に妥結に到達し得ないのは、いわゆる経済三原則との間に隔みがあるからでございます。われわれは、この三原則にとらみ合せまして、急速に圓滿裡に解決したいという熱情に燃えておる次第でございます。

それから、吉田保守反動内閣云々と言われましたが、戦時中におきまして、よく、彼は反國體であるとか、あるいは反軍國體であるとかいふ悪口が入りましたが、こつちの悪口のために、國家の方向が非常に誤られておると思つてあります。人あるいは人の集團を批評するには、よろしくその

團體なり人の行動の實績を分析し検討した後に批判していただきたいと思つておるが、こつちの悪口は、本質的に反ファッシ主義というものは、本質的に反ファッシ主義であり、また反全体主義である。すなわち、進歩的の本質を持つておるものであります。もし動とか反動とかいふ言葉を使うならば、私は、去年の一月一日のマツカーサー畫簡を諸君に再び想起していただきたいと思つておる。どう書いてあるか。すなわち、過去一年間において、自由主義勢力とこれに對する反動勢力とが互いに基礎を争つたこと、自由主義勢力が動であるといふことを、マツカーサー畫簡は、去年の一月われわれに明示しております。

〔拍手〕

〔發言する者多し〕

○議員(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 自由主義といふものは、本質的に反ファッシ主義であり、また反全体主義である。すなわち、進歩的の本質を持つておるものであります。もし動とか反動とかいふ言葉を使うならば、私は、去年の一月一日のマツカーサー畫簡を諸君に再び想起していただきたいと思つておる。どう書いてあるか。すなわち、過去一年間において、自由主義勢力とこれに對する反動勢力とが互いに基礎を争つたこと、自由主義勢力が動であるといふことを、マツカーサー畫簡は、去年の一月われわれに明示しております。

〔拍手〕

かつたならば、急速にこれを増産し、生産力も発展できない、だから産業の社会化はだめであるといふことは言つておられます。しかしながら、いたずらに悪口を言つておられません。社会党は急激であるとか、あるいは過激であるとか、悪口は、お互いに公党的指導者としては慎みたいと思つておられます。私は繰返して申し上げます。われわれこそは民主主義の使徒であるといふ確信のもとに、われわれは健闘いたしております。(拍手)

〔發言する者多し〕

○議員(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(岩本信行君) お尋ねの地方財政につきましては、相当窮乏にあることは承知いたしております。目下、全國各府縣、市町村に向つて財政の実態調査を進めつつありまして、きつめて最近のうちにその実態がわかりますので、御心配の点もありません。その趣旨に沿うべく善処するつもりであります。

しかしして、行政整理の問題についてお尋ねになりましたが、この点は、先般申し上げましたような趣旨において、日本再建のために絶対必要なりと信じまして、目下強力に具体案作成中でございます。(拍手)

だいまにおきましては、その必要を認めておらないのであります。もし必要ある場合におきましても、いたずらに國民に暗い影をもちたらすかよりのものは發表いたさないつもりであります。

質問の第二点は租税に関する問題で、御質問が多々あつたのであります。が、大衆課税をいふやうな話ではございません。これは申し上げるまでもなく、たとえば鉄道料金の引上げ、郵便料金の引上げ等のごときは、これを断固避けました次第でありまして、もつて物價の面に影響を及ぼすことに十分配意いたしましたのであります。

なお、徴税機構の点につきましてお尋ねがございましたのであります。が、政府におきましては、徴税機構の運営には十全の配意をいたしておるのであります。今日、その民主的運営の面につきましても、新たな構想に基きまして、せつかく具体案を作成中であるのであります。なおまた経済警察官制度の活用によりまして、大口やみ所得等の捕捉に万遺憾なからしむるよういたしておるのであります。

なお取引高税の問題について、その撤廃についてたびたびお尋ねがあつたのであります。が、重ねて中崎さんのお尋ねにお答え申し上げます。取引高税の撤廃は、すでに言明の通りであります。近く諸君の前にその具体案を提出いたしたいと思つておられます。

次に、企業のいわゆる三原則について、これは價格差補給金制度などとは相反するものではないか、かよりのお尋ねでありましたが、決してさうなものではないのであります。中崎議

香川縣第二区選出 豊澤 豊雄君
福岡縣第三区選出 岡部 得三君
一、昨八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会
理事 富田 照君 (理事富田照君去る十一月二十九日委員辞任につきその補欠)

人事委員会
理事 館 俊三君 (理事玉井祐吉君昨八日委員辞任につきその補欠)

通信委員会
理事 奥村 竹三君 (理事奥村竹三君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 五坪 茂雄君 (理事五坪茂雄君去る十一月三十日委員辞任につきその補欠)

一、昨八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員
齋藤 隆夫君 塚田十一郎君
辻 寛一君 田中 萬逸君
唐木田藤五郎君 玉井 祐吉君
人事委員 堀江 實藏君
大藏委員 堀江 實藏君
厚生委員 村上 清治君
農林委員 中嶋 勝一君
水産委員 關内 正一君
運輸委員 關内 正一君
岡村利右衛門君 館 俊三君
建設委員 谷口 武雄君
予算委員 黒田 壽男君
議院運営委員 堀江 實藏君
一、昨八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
中嶋 勝一君 岡村利右衛門君
關内 正一君 村上 清治君
谷口 武雄君

農林委員 田中 萬逸君
齋藤 隆夫君
運輸委員 塚田十一郎君
労働委員 松崎 朝治君
建設委員 鈴木 明良君

唐木田藤五郎君 内藤 友明君
議院運営委員 内藤 友明君
一、昨八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
中嶋 勝一君 岡村利右衛門君
關内 正一君 村上 清治君
谷口 武雄君

人事委員 館 俊三君
大藏委員 松谷天光君
厚生委員 田中 萬逸君
農林委員 堀江 實藏君
運輸委員 齋藤 隆夫君
塚田十一郎君 玉井 祐吉君
建設委員 唐木田藤五郎君
予算委員 岡田 春夫君
議院運営委員 石野 久男君
一、昨八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 内閣委員
齋藤 隆夫君 塚田十一郎君
辻 寛一君 田中 萬逸君
唐木田藤五郎君 村上 清治君
農林委員 中嶋 勝一君
水産委員 關内 正一君
運輸委員 岡村利右衛門君
労働委員 鈴木 明良君

建設委員
谷口 武雄君 松崎 朝治君
議院運営委員 石田 一松君
一、昨八日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

道路の修繕に関する法律案 (建設委員長提出)
肥料輸入に対する感謝決議案 (坂本實君外十三名提出)

一、昨八日内閣から提出した議案は次の通りである。
教育公務員特例法案

一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。
教育公務員特例法案 (内閣提出第二号)

文部委員会付託
一、昨八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
道路の修繕に関する法律案

一、常任委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は、昨八日いずれもこれを承認した。

- 國政調査承認要求書
一、調査する事項 行政機構に関する事項
二、調査の目的 行政機構整備のための諸調査
三、調査の方法 関係各方面より意見聴取、資料要求等
四、調査の期間 本会期中
右により國政に関する調査をしたいから衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。
- 昭和二十三年十二月八日
内閣委員長 小川原政信
衆議院議長松岡駒吉殿

國政調査承認要求書
一、調査する事項 教育制度及びこれに関連する諸問題
二、調査の目的
1 大学設置に関する調査
教育委員会法の実施に関し各般の調査
三、調査の方法 関係各方面より意見聴取、小委員会設置
四、調査の期間 本会期中
右により國政に関する調査をしたいから衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。

昭和二十三年十二月八日
文部委員長 圓谷 光衛
衆議院議長松岡駒吉殿

國政調査承認要求書
一、調査する事項 漁業法及び漁業法施行法制定に関する事項
二、調査の目的 漁業法及び漁業法施行法の立案
三、調査の方法 関係方面より意見聴取、報告及び記録の要求
四、調査の期間 本会期中
右により國政に関する調査をしたいから衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。

昭和二十三年十二月七日
水産委員長 西村 久之
衆議院議長松岡駒吉殿

- 國政調査承認要求書
一、調査する事項 行政機構に関する事項
二、調査の目的 行政機構整備のための諸調査
三、調査の方法 関係各方面より意見聴取、資料要求等
四、調査の期間 本会期中
右により國政に関する調査をしたいから衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。
- 昭和二十三年十二月八日
内閣委員長 小川原政信
衆議院議長松岡駒吉殿